

令和2年9月27日藤巻町自治会勉強会の報告とお礼

自治会長 池田章一郎

日時 令和2年9月27日(日) 14時～17時 於 西山水処理センター研修室

議題 藤巻町全域を「住み続けたいまち、住み続けられるまち」にするために何をすべきか

新型コロナ感染対策のため、今回は藤巻町集会所ではなく、西山水処理センター研修室を借用し開催しました。会場が遠いにもかかわらず多くの藤巻町住民が参加しました。

休日にもかかわらず、市役所関係各課からも多数の職員が説明のために参加してくださり、予想以上の盛況でした。

さらには、良きにつけ悪きにつけ藤巻の現在の特異性の生じた経緯からはじまって、これからの活動の進め方について説明助言された藤森アドバイザー（後述）の基調説明は大変意義深いものでした。

都市計画課 緑地事業課 上下水道局設計第2課による各々の説明では

・都市計画変更手続きや基本的スケジュール・税制変更の時期の目途も丁寧に説明を受けました。

・緑地事業課の「オアシス事業」についての説明により「藤巻の森」で行う場合のスケジュールや区域や住民の検討参加の諸課題が浮かび上がったように思えます。

・上下水道局設計第2課の説明で下水道敷設に関する町内で確認しておくべき問題点の整理ができました。

といった大きな成果が得られました。

皆様 いろいろありがとうございました。

なお 既に名古屋市当局から各戸への通知、自治会からの至急回覧でお知らせの通り名古屋市都市計画課（午前） 緑地事業課（午後）に分けて

10月24日（土）10時～11時 都市計画課による削除検討区域について
（主として削除検討区域対象）

10月24日（土）14時～15時30分 オアシスの森事業について
（主として借地対応区域対象）

の説明会が今回の会場（西山水処理センター研修室）で開催されます。

藤巻町自治会主催住民勉強会メモ 組長会報告・回覧用（関係者送付用も兼ねる）

藤巻町自治会は下記の要領で今回住民勉強会を開催しました。

日時 令和2年9月27日（日） 14時～17時 於 西山水処理センター研修室

議題 藤巻町全域を「住み続けたいまち、住み続けられるまち」にするために何をすべきか
長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）（以下第2次整備プログラムと略称）の公表をうけて「藤巻のさと構想」【緑と共生する生活・まちをつくる】を実現するためには、どのようなことが必要かを勉強するために過去から引きついでいる課題と現在おかれている状況を勉強することから始める という趣旨です。

以下は、当日の進行の流れと基調説明の内容 および 市役所からの説明要旨とそれに対する住民からの問いや若干の意見・要望の陳述とそれに対する回答等のメモです。

付属資料3として、藤森アドバイザーの基調説明はスライド（pdf 編集版）をそのまま藤巻町ホームページに掲載しますのでご覧ください。ただ藤巻町自治会執行部としてそのなかで重要と思う点、意見の分かれる点について執行部の見解を補足の形で本メモにつけておきました。これは藤森アドバイザーとは関係なくあくまで自治会責任に属するものであることを申しのべておきます。

また市職員からの説明要旨は公的にも正確なものですので主要事項を記録にそのまま記載しましたが、その後の住民の質問・意見陳述に対する回答や感想的発言の多くは、住民との打ち解けた交流の場での個人的感想を述べられたものと捉え、それらについての逐語記録はしていません。このメモでは、おおよその議論の流れについてのメモ記録者が受け取った大筋（ある意味印象程度）のメモのみを今回の記録として記載しています。今後の活動を考えるにあたっての参考とはなるとはと思いますが、必ずしもこの通りにはならないとも思われますので誤解なきようお願いいたします。

I 参加者

住民 32名

1組 3名 3組 1名 4組 1名 5組 1名 7組 3名 8組 1名 9組 4名
11組 1名 12組 5名 13組 4名 14組 4名 15組 4名

下水道不備区域（9組の1部 11～13組） 借地対応区域 特に「オアシスの森事業」の主な対象区域近傍と予想される一帯（14～15組） からの参加者が多いように見受けられる。

名古屋市役所関係職員

住宅都市局都市計画課 井上主幹 山田主査以下4名 まちづくり企画課 清水主査以下3名

緑政土木局緑地事業課 後藤係長以下3名

上下水道局設計第二課 清水係長 伊藤主査以下4名

まちづくり企画課より派遣（地域まちづくり助成制度に基づく） 藤森幹人アドバイザー

II 議事

- 1 開会の宣言・藤森アドバイザーの紹介および本日の進行プログラム変更説明 執行部
（付属資料①をご覧ください）
- 2 会長あいさつ 勉強会の趣旨 進行の流れ説明 池田自治会長
（付属資料②をご覧ください）
- 3 藤森アドバイザーあいさつ・自己紹介・基調説明
・藤巻町の現在 清々しい雑木林の魅力と（その反面の）生活インフラ等の著しい欠如
・藤巻の根本的な2つの事情（現在にいたるまでの歴史的事実）
長期未整備公園緑地 私道問題

- ・「藤巻のさと構想」づくり その構想の理念や具体的イメージ 実現の道筋
- ・これからの藤巻町のまちづくりに向けて

の各事項について1時間にわたる説明・解説がありました。

出席者の多くが熱心に聴講されました。特に質疑応答はありませんでしたが、さらに詳しく教えてほしいという聴講者からの要望もいただきました。

(付属資料③として全スライドが藤巻町ホームページ上に公開されていますのでご覧ください。説明途中で指摘があった細かい間違いの訂正やさらに丁寧に説明したかった部分特に今後のまちづくりについてのスライドに追加事項を加えるなど藤森アドバイザー自身による一部修正が行われています。

また自治会執行部として、特に知っておいてほしい点・さらに知っておいてほしいこと等を、この基調説明についての若干の解説とともに補足として付属資料④2頁をこのメモ末尾に添付しております。補足については藤森アドバイザーとは無関係の執行部責任ですので、執行部に問い合わせください)

4 名古屋市関係各課からの説明とそれに対する住民勉強会での住民による反応等の状況

1 都市計画課からの説明

配布資料：

第2次整備プログラム本編（これは既に各戸配布されている概要版とは違いさらに詳細の資料が記載されています） 名古屋市ホームページ下記からダウンロードできます

<http://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/cmsfiles/contents/0000002/2822/honpen.pdf>

- ・まず平成20年の第1次整備プログラムを見直す必要性が生じている事情と「緑の審議会」答申

第2次整備プログラムに記載されている藤巻町の整備プログラムにおける削除検討区域の区分図の説明・解説がありました。さらに以下の説明がありました。

- ・削除が正式に決定した場合は

①将来の公園事業はないため、公園用地として市が買収することはない。

②都市計画公園としての建築規制はなくなる（後に質問に答える形で示されたが風致地区は特に解除の予定はないので風致地区規制は残る）

③固定資産税・都市計画税などの優遇措置はなくなる。

- ・都市計画公園削除にともなう都市計画変更決定の手続きは

①各対象区域での説明会による合意形成(藤巻では既に行われているが10月24日に再度行う)

②都市計画変更案作成 ③都市計画案の縦覧 ④意見書の提出 ⑤都市計画審議会

⑥都市計画の変更 といった流れになる。

最終的な変更の時期の見通しについては、この説明のなかではありませんでしたが、全課の説明や住民との交流が終了する直前、住民からの固定資産税・都市計画税の変更時期の見通しに対する質問に答える形で、現在令和3年度の都市計画変更決定を目指しているが、そのように進むなら、都市計画公園から外れる土地は、都市計画公園区域内における最大50%の原価補正が令和6年度から解除され、数年かけて緩やかに引き上げられて本来の課税額になるはず（正確には栄市税事務所にお問い合わせください）。ということが示されました。

削除検討区域に対するこのような説明会は、平成31年2月、令和2年2月と2回に亘って行われていることもあって、ほとんど質問もなく、むしろ下水問題に関連して私道地権者などのようにこれから話し合っていくのか後述の下水道局の話と兼ね合いで参加した方が多かったと思われました。また自治会と行政との話し合い状況も理解したうえでの聴講であるという印象を受けました。

2 緑地事業課からの説明 オアシスの森事業について

配布資料：

オアシスの森づくりパンフレット 既に2020年6月組長会回覧資料で回覧されています。

藤巻町ホームページ下記からダウンロードできます。(藤巻町ホームページ2020年6月組長会回覧資料)

<http://fujimaki-cho.nagoya/wp/wp-content/uploads/2020/06/aa986c51dffee17e785f46eb01c4bd7d.pdf>

またオアシスの森の実例として相生山緑地 猪高緑地 細根山公園の実例も紹介がありました。

下記名古屋市ホームページ等からそれらの一例はご覧になれます。当日はさらに詳細なものでした。

<http://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000009519.html> 相生山緑地
<http://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000005077.html> 猪高緑地
http://www.east-hill.net/development/hosoneyama/miki_21.htm 細根山公園

- ・藤巻町借地対応区域とオアシス事業の目的・総論の説明は、第2次整備プログラムの冊子で説明があった。
- ・その後「オアシスの森づくり」パンフレットを参照しながら「オアシスの森事業」の概要説明があった。以下にパンフレットには記載されていないこと（借地手続きや進め方等）を記載する。

①対象区域の設定 借地対応区域内の樹林地等のうちまとまった借地と公有地で市民利用にふさわしい区域を指定する。

②その区域を市民が利用できるよう整備する。散策路、ベンチ等を整備する。
その後の維持管理については、市が地元の皆様と協力しながら実施する。

③借地契約 5年毎に自動継続が原則 固定資産税・都市計画税は非課税
緑の保全奨励金として30円/㎡・年 支給

- ・東山公園地区でのスケジュール想定

説明会 10月24日

契約交渉（1～2年想定 一定の目途がついたら先に進む）

森づくり検討会 1年（市民の方と一緒に「藤巻の森」をどのようにするかを検討）

整備工事 2～3年

これらの説明に対し、出席の住民よりさまざまな意見・要望がだされ市職員に質問したり意見を交わす場面がありました。主な住民の関心は下記にあったようです。

i 藤巻の森でオアシス事業を進めるとしたら、その対象区域

- ・緑地事業課の説明では、事業着手中の用地も含めた公有地+借地した樹林ということになっているが、里山として、宅地は当然除外されているとしても、住宅近隣樹林・私道も含め宅地を取り囲むような形で指定できないのか。（藤巻の森の私道の性格も考えてほしい）
- ・今までの話では、私道は借地対応対象にはならないことになっているが、これらも利用することによってよりよい「オアシスの森」になるのではないかと

といった問題意識

ii 例えば現在既に公園事業着手の広い緑地やその近隣の公有地のみでも相当広い樹林地となる。そこだけでも先行して検討会を立ち上げ1部でもオアシスの森事業を進められないのか。

iii 上記のような問題を含め広く住民の関心をひき協力を得るために、藤巻町住民特に指定地付近の住民や地元西山学区住民との連携をどのように考えていくのか といった課題

iv 森づくり検討会メンバーに自治会なども入れるのか 緑のパートナーといった協働組織問題

v オアシス事業で樹林地を借地する場合、樹林伐採が必要か（さらに測量等の必要性）に対する質問等もあったが、オアシスの森は樹林地を保全するためのものであり、基本的には伐採は必要ないとの回答があった。

vi 市による宅地の買収はオアシス事業中もありうるのか という質問もあったが、当然のことながら2038年以降の事業着手後となるとのことであった。

上記 i ii については、緑地事業課など担当部門が、この席上で原則論以外の回答をできるものではなく、実際そのような返答ではありましたが、丁寧に耳を傾けられ、少なくとも藤巻住民の思いは伝えることはできたように思われました。

今後住民もいろいろな勉強もしたうえで、iii iv等に関しても自分たちの抱える組織上も含めた問題の解決を図りながらあらためて行政部門やその他関係者と相談していかなければならないことが多い ということも理解できた勉強会と考えています。

3 上下水道局設計第二課による説明 私道への下水道敷設一般事項と藤巻町の場合の考え方

藤巻町内には、現状公共下水道に直接排水している箇所と、私道内共同排水設備を介して公共下水道に排水している箇所、および公共下水道が整備されていない箇所が存在する。

・私道に公共下水道を通す場合の要件

- i 私道の幅員 2 m以上
- ii 汚水の発生源（家屋）が連坦していること
なお、整備後は下水道法に基づき、公共下水道への接続義務が生じるため、私道に隣接するみなさまの下水道利用予定の誓約が必要となる。
- iii 都市計画に支障のないこと。
都市公園の計画区域から削除されることが要件となる。
- iv 私道に無償地上権を設定できること
下水道を法的に保全することを目的として、地上権を設定している。
- v 物理的に公共下水道敷設が不可能でないこと

記録者メモ
藤巻町の過去の下水道は？
都市公園の計画区域とは？

・公共下水道には（雨水と生活污水を一緒に排水する）合流式と、別々に排水する分流式がある。藤巻町周辺の下水道は分流式区域と指定されており、このうち上下水道局では污水管の整備を行っている。

・藤巻町区域での公共下水道整備に入るまでの手順

- 1 私道所有者 沿線住民（土地所有者も）等関係者の同意
- 2 基礎調査（測量・埋設物調査等）
- 3 上記 i ～ v の要件完備確認

あらためて私道地主との対話の必要性が浮かび上がりました。

もっとも公共下水道への接続義務など住民間の意向の違いも生ずるでしょうから、該当区域に本格的な取り組み体制を組織することが必要になるようです。

4. その他（雨水排水について）

雨水排水に関して、借地対応区域の道路（私道で各自が私道所有者との争いとならないように注意しながら、何とか使用できるように自力整備をしている）に公有地から雨水が大量に流入して道路荒廃が激しく困っている。公有樹林地または東山公園が管理している道路脇に排水または貯水設備を設けるようにという要望がありました。

これに対し、樹林区域の公有地管理の問題かもしれないとして緑地事業課から、雨水排水の対策もオアシスの森事業として検討していきたい。まずは現地の状況を確認したい。との発言がありました。

5 閉会

自治会長から閉会の挨拶と今後は「削除検討区域」と「借地対応区域（オアシスの森）区域」に分けて勉強会開催を考える旨の発言があつて閉会しました。

付属資料 藤巻町ホームページで公開中

- 1 開会・本日の司会者紹介
- 2 会長あいさつ
- 3 藤森氏基調説明資料
- 4 基調説明執行部補足

付属添付資料 4の執行部補足は回覧末尾に添付しますが、その資料も含めて藤巻町ホームページにすべて公開していますのでご覧ください。

<http://fujimaki-cho.nagoya/> ホームページの 카테고리「まちづくり」中の自治会主催勉強会速報のサイトで公開しています。

3の基調説明を直接開くのは以下からです。

<http://fujimaki-cho.nagoya/news/%ef%bc%88%e3%80%8c%e9%80%9f%e5%a0%b1%ef%bc%89%e4%bb%a4%e5%92%8c2%e5%b9%b4%ef%bc%882020%e5%b9%b4%ef%bc%899%e6%9c%8827%e6%97%a5%e3%81%ab%e8%87%aa%e6%b2%bb%e4%bc%9a%e4%b8%bb%e5%82%ac%e3%81%ae%e5%8b%89/>

ただし紙資料が必要な方は自治会役員にもうしでてくださればお渡しします。